

最新放射線障害防止法令集(平成25年) 正誤表

| 頁等   |   | 誤   | 正   |
|------|---|---|---|
| P4   | 上段 9行目  | ち、文部科学大臣が厚生労働大臣と協議して指定するもの                  | ち、 <u>原子力規制委員会</u> が厚生労働大臣と協議して指定するもの           |
|      | 令第一条第四項   |   |   |
| P205 | 上段 3行目  | 解散し、若しくは分割した日にその許可届出使                       | 解散し、若しくは分割をした日にその許可届出使                          |
|      | 法第二十九条第八項                                       |   |   |
| P294 | 下段 9行目  | 棄物埋設において講ずる措置が法第十九条第一項に規定する <u>文部科学省令</u> で | 棄物埋設において講ずる措置が法第十九条第一項に規定する <u>原子力規制委員会規則</u> で |
|      | 規第六十条第1項第二号                                     |   |   |
| P363 | 上段 表中 六のイ 後ろから2行目                               | 以上のものの使用しようとする者                             | 以上のものの使用をしようとする者                                |
|      | 令第三十一条  |   |   |
| P365 | 上段 表中 十一 2行目                                    | 項の <u>確認</u> を受けようとする者                      | 項の <u>認可</u> を受けようとする者                          |
|      | 令第三十一条  |   |   |
| P689 | 別表第7(第27条関係)<br>第二欄 10行目 <sup>49</sup> V 同行 第三欄 | <u>1000</u>                                 | <u>10000</u>                                    |